

重要事項説明書

特別養護老人ホーム 八女の里

1 事業の目的と運営方針

要介助状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、施設サービス計画に基づき目標を設定し、利用者の自立支援を図ります。また可能な限り居宅における生活の復帰を念頭に入れながら、食事・入浴・排泄の介護、機能訓練、健康管理、レクリエーション等で利用者の有する能力保持に努めます。関係市町村、地域の保健、医療、福祉と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所の名称	社会福祉法人 八女福祉会
施設の名称	特別養護老人ホーム 八女の里
所在地	福岡県八女市柳島863番地
電話番号	0943-22-2200
指定事業者番号	4072300116
利用者定員	50名

(2) 居室・設備

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
静養室	1室	
2人部屋	4室	
4人部屋	15室	
1人部屋	4室	
合計	34室	
食堂等	3室	
機能訓練室	1室	平行棒・電気治療機・肋木等
浴室	2室	機械浴・リフト浴・一般浴
医務室	1室	

(3) 事業所の職員体制

職員の職種	員数	区分		常勤換算後の人員	事業者の指定基準
		常勤	非常勤		
施設長	1名	1名		1名	1名
介護職員	18名以上	18名以上		18名以上	18名
生活相談員	1名	1名		1名	1名
看護職員	2名以上	2名以上		2名以上	2名
機能訓練指導員	1名	1名		1名	1名
介護支援専門員	1名	1名		1名	1名
医師	(1名)				(1名)
栄養士	1名	1名		1名	1名

(4) 事業所の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	人 員
施設長	勤務時間帯 9時00分～18時00分	1名
生活相談員	勤務時間帯 9時00分～18時30分	1名
介護職員	早出の勤務時間帯 7時30分～17時00分	3名
	日勤の勤務時間帯 9時00分～18時30分	3～5名
	遅出の勤務時間帯 10時00分～19時30分	2名
	夜勤の勤務時間帯 16時30分～9時00分	3名
看護職員	早出の勤務時間帯 7時30分～17時00分	1名
	日勤の勤務時間帯 9時00分～18時30分	1名
	遅出の勤務時間帯 10時00分～19時30分	1名
栄養士(管理栄養士)	勤務時間帯 9時00分～18時30分	1名
医師	毎週火曜日・金曜日 11時30分～13時30分	1名

3 サービスの概要

入所者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 食事は出来るだけ離床して食堂で頂くように配慮します。 (食事の時間) 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 入浴または清拭を週2回以上行います。 歩行できない方はリフト浴で、寝たきりの方は機械浴を使用して入浴することができます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、体調に応じできる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回実施し、汚染時には随時交換します。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 医師または看護職員が、利用者の体調・健康状態等に応じ、必要な健康管理を行います。 当施設の嘱託医による週2回診察日を設けて健康管理に努めます。 嘱託医師 嘱託病院名 ころとからだ つむぐクリニック 医師氏名 岩田 悠希 診療科目 内 科・心療内科・精神科 医師の診察日 火曜日・金曜日 (11:30～13:30)
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善またはその減退を防止するための訓練を実施します。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 主なレクリエーション 年間施設行事計画に沿って実施します。 運動会・納涼祭・敬老会・外出・忘年会
理髪	<ul style="list-style-type: none"> 有料(実費)にて、理美容師より対応しています。
日常生活用品の購入代行	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族が自ら日常生活用品の購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスを提供します。

金 銭 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスを提供します。 ・ 管理する金銭等は、指定する金融機関の預金通帳に預け入れをしているものを施設で管理します。 ・ 預金通帳と印鑑（原則として一つ）を預かります。 ・ 通帳は事務室の大金庫に、印鑑は小金庫に保管します。 ・ 施設長が責任を持って通帳と印鑑を管理します。 ・ 3 か月ごとに出入金記録を送付します。 ・ 金銭管理は無料です。
---------	---

・ 福祉サービス第三者評価 未評価

(1) サービス利用料金

〈施設サービス利用料金（1日あたり）〉

別紙の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金に係る一部負担金（自己負担額：通常はサービス利用料金の 1 割又は、2 割・3 割）と居住費・食事の提供に要する費用の合計額をお支払い下さい。なお、一部負担金の合計単位数に「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」として 14.0%が加算されます。

※別紙参照

加算一覧（別途1日あたり以下の加算がつきます）

日常生活継続支援加算	36円/日
看護体制加算Ⅰ	6円/日
看護体制加算Ⅱ	13円/日
夜勤職員配置加算	22円/日
個別機能訓練加算Ⅰ	12円/日
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月
栄養マネジメント強化加算	11円/日
ADL維持等加算Ⅰ・Ⅱ	30円・60円/月(併算不可)
自立支援促進加算	280円/月
科学的介護推進加算Ⅰ・Ⅱ	40円・50円/月(併算不可)
安全対策体制加算	20円/月(入所時のみ)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ	3円・13円/月(併算不可)

対象者のみの加算

経口維持加算Ⅰ	400円/月
経口維持加算Ⅱ	100円/月
若年性認知症入所者受入加算	120円/日
排せつ支援加算	10・15・20円/月
看取り介護加算（Ⅱ）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下…72 円 死亡日以前 4 日以上 30 日以下…144 円 死亡日以前 2 日前又は 3 日…780 円 死亡日…1,580 円
配置医師緊急時対応加算	日中 1 回 325 円 早朝・夜間 1 回 650 円 深夜 1 回 1,300 円
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算…460 円（入所中 1 回、又は 2 回） 退所後訪問相談援助加算…460 円（退所後 1 回） 退所時相談援助加算…400 円（1 回のみ） 退所前連携加算…500 円（1 回のみ）

居住費・食事の提供に要する料金表 多床室

利用者負担段階	居住費	食費
基準費用額	855円	1,445円

(介護負担限度額認定者の料金表)

利用者負担段階	居住費	食費
第1段階	0円	300円
第2段階	370円	390円
第3段階①	370円	650円
第3段階②	370円	1,360円

居住費・食事の提供に要する料金表 従来型個室

利用者負担段階	居住費	食費
基準費用額	1,171円	1,445円

(介護負担限度額認定者の料金表)

利用者負担段階	居住費	食費
第1段階	320円	300円
第2段階	420円	390円
第3段階①	820円	650円
第3段階②	820円	1,360円

- ※ 食費は、1日ごと単位で料金設定を行います。
- ※ 入所して30日間は、初期加算として1日につき30円加算されます。
- ☆ 介護保険負担限度額認定者については、居住費・食事の提供に要する料金の減免を致します。
- ☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ☆ 要介護度の変更があった場合、変更された要介護度に合わせ、利用者の負担額を変更します。
- ☆ 入院、又は外泊をされた場合6日間は外泊加算として246円/日の加算と居住費がかかります。ただし、月をまたがる場合は最大で12日間、外泊加算として246円/日の加算と居住費がかかります。

外泊時に在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度に1日560円がかかります。

(区 分)	利 用 料
日常生活用品の購入代行サービス	日常生活用品の購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
レクリエーション・クラブ活動	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。場合によっては、材料費等の実費をいただくことがあります。
違約金	契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をいただくことがあります。要介護度に関係なく、10,000円

(2) 利用料金のお支払い方法

施設サービス利用料金は、1 か月ごとに計算し、請求しますので、翌月 25 日までにお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ・施設入所後、利用者名義の福岡銀行の通帳を管理依頼される方は、その通帳にお金を入金していただき必要金額を引き落とします。(施設事務所からも入金の代行が行えます。) その他の費用はその都度通帳より引き落とします。
- ・通帳管理を依頼されない場合は、翌月 25 日までに現金払いまたは、福岡銀行 Q ネット代金回収サービスに登録いただいた口座より翌月 25 日に引き落としとなります。

4 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設ご利用相談室	窓口担当者 責任者 時間 方法	介護支援専門員・生活相談員 施設長 毎 日 電 話 苦 情 箱	肥後橋智美 堤 智成 野田 清隆 9 : 00～18 : 00 0943-22-2200 FAX 0943-22-2403 事務所前に設置
	第三者委員	隈本 光弘 平井 靖文	0943-23-1478 0943-22-1506

(2) 行政機関その他苦情受付機関

八女市役所 介護長寿課 指定指導係	所在地 電話番号 受付時間	福岡県八女市本町 6 4 7 番地 0943-23-2545 fax 0943-22-2186 8 : 45～17 : 00
筑後市役所 市民生活部 高齢者支援課 介護保険サービス担当	所在地 電話番号 受付時間	福岡県筑後市大字山ノ井 8 9 8 番地 0942-53-4115 fax 0942-53-4119 8 : 45～17 : 00
福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	所在地 電話番号 受付時間	柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内 0944-75-6301 fax 0944-75-6340 8 : 45～17 : 00
福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 電話番号 受付時間	福岡県福岡市博多区吉塚本町 1 3 番地 4 7 号 092-642-7859 fax 092-642-7852 9 : 00～17 : 00
福岡県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 7 092-915-3511 fax 092-915-3512 9 : 00～17 : 00

5 虐待の相談・受付について

(1) 当事業所における虐待の受付

当施設ご利用相談室	窓口担当者 責任者 時間 方法	介護支援専門員・生活相談員 施設長 毎 日 電 話 苦 情 箱	肥後橋智美 堤 智成 野田 清隆 9 : 00～18 : 00 0943-22-2200 FAX 0943-22-2403 事務所前に設置
	第三者委員	隈本 光弘 平井 靖文	0943-23-1478 0943-22-1506

(2) 行政機関その他虐待対応機関

福岡県運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町3丁目1番地7 電話番号 092-915-3511 fax 092-915-3512 受付時間 9:00~17:00
八女市地域包括支援センター	所在地 福岡県八女市本町647番地 電話番号 0943-23-1203 fax 24-8092 受付時間 8:45~17:00
福岡県保健医療介護部高齢者支援課・介護保険課	所在地 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3251 fax 092-643-3253 受付時間 8:30~17:00

6 協力医療機関

① 協力医療機関

医療機関の名称	柳病院
所在地	福岡県八女市吉田9-10番地
診療科	内科・外科
医療機関の名称	姫野病院
所在地	福岡県八女郡広川町大字新代2316番地
診療科	内科・外科

② 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	大石歯科医院
所在地	福岡県八女市室岡156-1番地

7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「施設消防計画」に沿って対応します。			
近隣との協力関係	地域の消防団との協力連携を図り、非常時には相互の応援を仰ぐ。また、施設と消防署とは非常通報装置により非常連絡が行える体制を図っています。			
平常時の避難訓練及び防災設備	別途定める当施設の消防計画にのっとり毎回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	スプリンクラー	有り	非常通報装置	有り
	自動火災探知機	有り	ガス漏れ報知器	有り
	誘導灯	有り	煙感知器	有り
消防計画等	防火管理者 (氏名) 野田 清隆 (職種) 施設長			

8 施設利用の際に当たっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、事務所窓口にある面会簿へ記載をして下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には、行き先と帰宅時間を記した外出届を提出して下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。
その他	必要以上の現金・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。やむを得なく持ち込まれる場合は必ず職員に申し出て下さい。申し出がなく持ち込まれたものの盗難・紛失については責任を負いかねます。

9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録します。
- (3) 利用者に対する指定介護福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償責任を速やかに履行します。
- (4) 損害賠償の手続きについては第三者に委ねることがあります。

10 サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

11 設置主体法人の概要

名称	社会福祉法人 八女福祉会
代表者氏名	理事長 松尾 宗敏
法人所在地連絡先	福岡県八女市柳島863番地
電話番号	0943-22-2200
設立年月	昭和59年11月
実施サービス	居宅介護支援、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護 通所介護、ケアハウス、養護老人ホーム、無料低額宿泊所等